【規程番号　神女大短Ⅰ－012－(1)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学学籍異動に関する委員会規程

（設 置）

第１条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に学籍異動に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目 的）

第２条　委員会は、学生の退学、休学、復学及び除籍等の学籍異動に関する審議を行い、学長に意見を述べることを目的とする。

（審議事項）

第３条　委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 退学に関する事項
(2) 休学に関する事項
(3) 除籍に関する事項
(4) 復学に関する事項
(5) その他学長が必要と認めた学籍に関する事項

２　前項にかかわらず、懲戒による学籍異動については審議しないものとする。

（審議結果報告）

第４条　委員会の委員長は、審議を終えた時、速やかに学長に意見を述べるものとする。

（組 織）

第５条　委員会は次の各号に掲げる教職員をもって組織する。

(1) 教務部長
(2) 学生部長
(3) 学生支援センター長
(4) 教務部次長
(5) 学生部次長
(6) 学生支援副センター長
(7) その他学長が指名する者

２　委員会には委員長を置き、教務部長がこれに当たる。

３　委員長に事故があるときは、学生部長がその職務を代行する。

４　委員会には、第１項各号の委員以外に教務事務部長、教務課長及び学生課長及び学生支援センター事務室課長が委員に準じて出席することができる。

５　委員長は必要に応じ、委員以外の者を出席させることができる。

（委員の任期）

第６条　前条第１項第１号から第６号までの委員の任期は、その在任期間とする。

２　前条第１項第７号の委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

（運 営）

第７条　委員会は委員長が招集し、議長として議事運営に当たる。

２　委員会は、委員の委任状を含めた過半数の参加によって成立し、委員の委任状を含めた出席者の３分の２以上の賛成をもって委員会決議とする。

（手続き）

第８条　この規程に定めるもののほか、学籍異動にかかる手続きについては別に定める。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学学籍異動に関する委員会規程及び神戸女子短期大学学籍異動に関する委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年９月28日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和６年７月11日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和７年５月15日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－012－(1)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学学生の学籍異動に関わる手続について

神戸女子大学・神戸女子短期大学学籍異動に関する委員会（以下「委員会」という。）規程における、学生の学籍異動の手続きについては、以下のとおり行うこととする。

（退学願について）

１．学生が病気その他やむ得ない理由により退学をする場合は、意思決定後速やかに退学願を保証人連署のうえ、クラス担任、指導教員（大学院）に提出すること。

２．退学願が４月末までに提出された場合は前年度末、10 月末までに提出された場合はその年度の前期末の退学として委員会で審議する。

３．退学願が提出された場合、クラス担任、指導教員（大学院）は、退学願添付書類を明記したうえ、学科主任、専攻主任（大学院）に速やかに提出すること。退学願は、学科主任、学部長、専攻主任、研究科長の押印後、事務担当者を経て委員会に提出される。

４．委員会は速やかに審議して学長に報告し、学長は報告を受け退学を決定する。

（休学願について）

１．学生が病気その他やむ得ない理由により３ヶ月以上修学できない場合は休学を希望することができる。休学を希望する場合は、意思決定後速やかに休学願（証明書類等の添付を要する）を保証人連署のうえ、クラス担任、指導教員（大学院）に提出すること。

２．休学願が３月末までに提出された場合は前期から、８月末までに提出された場合は後期からの休学として委員会で審議する。

なお、不測の事故・疾病等の事情により、上記に定める期限までに休学願が提出できない場合は、前期は５月末まで、後期は 10 月末までに休学願（証明書類等の添付を要する）を提出しなければならない。ただし、休学許可日が当該学期の開始日以降であっても、休学期間は当該学期の開始日からとし、休学期間は半期又は１年とする。

３．休学願が提出された場合、クラス担任、指導教員（大学院）は、休学願添付書類を明記した上、学科主任又は専攻主任に速やかに提出すること。休学願は、学科主任、学部長、専攻主任、研究科長の押印後、事務担当者を経て委員会に提出される。

４．委員会は速やかに審議して学長に報告し、学長は報告を受け休学を決定する。

５．休学が許可された場合、当該学期の履修は無効とする。

（復学願について）

１．学生が休学の理由が解消して復学をする場合は、意思決定後速やかに復学願を保証人連署のうえ、クラス担任、指導教員（大学院）に提出すること。

２．復学願の提出は、復学を希望する日の１カ月前を目安とし、４月から復学を希望する場合は、前年度の２月末、後期からの場合は８月末をめどに提出すること。

３．休学の理由が病気等であった場合は、復学が可能であると判断できる「診断書」の提出を学生に求めることがある。

４．復学願が提出された場合、クラス担任、指導教員（大学院）は、学科主任、専攻主任に速やかに提出すること。復学願は、学科主任、学部長、専攻主任、研究科長の押印後、事務担当者を経て委員会に提出される。
５．委員会は速やかに審議して学長に報告し、学長は報告を受け復学を決定する。

（除籍について）
１．神戸女子大学学則（以下「大学学則」という。）第 19 条第３号、神戸女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 20 条第 3 号又は神戸女子短期大学学則（「短期大学学則」という。）第 17 条第３号の授業料等未納による除籍等に関する取扱いについては、「授業料未納者の除籍等に関する取扱い規程」に則り行うものとする。
２．大学学則第 19 条第１号及び第２号、大学院学則第 20 条第１号及び第２号又は短期大学学則第 17 条第１号及び第２号に該当して除籍になる場合も上記規程に準じて行うものとする。
３．大学学則第 19 条第４号及び短期大学学則第 17 条第４号に該当する場合は、委員会の意見を聴き学長が除籍を決定する。

（手続きの改廃）
１．手続きの改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則
１．この手続きは、令和４年４月１日から施行する。
２．この手続きの施行に伴い、「神戸女子大学学生の学籍異動に関わる手続について」及び「神戸女子短期大学学生の学籍異動に関する手続について」は廃止する。

附　則
この手続きは、令和６年４月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則
この手続きは、令和８年７月１日から施行する。